

福島県制度資金（セーフティネット保証等）融資並びに 国が定めるセーフティネット保証等に係る融資に対する 信用保証料及び支払利子の助成要領

令和 3年 4月 1日
公益社団法人福島県トラック協会

（助成目的）

公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、燃料価格の高騰・景況悪化情勢・震災等により資金繰りのために受けた福島県制度資金（セーフティネット保証及び緊急経済対策資金等）融資（以下「福島県制度資金」という。）及び国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定による融資等に係る福島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証料の一部及び融資利率の支払利子の一部を助成することを目的とする。

（対象事業者）

協会入会后6ヶ月を過ぎた会員で、会費の未納が無いものとする。

（助成金の予算額）

1 信用保証料	5,000,000円
2 支払利子助成	4,000,000円

（対象融資及び期間）

- 1 「福島県制度資金」、「国が定めるセーフティネット保証制度」等に係る融資の運転資金および設備資金
- 2 令和3年4月1日～令和4年2月28日までの融資実行分

（助成金額）

1 保証料の助成

保証協会の保証を得た保証料で、支払保証料の10万円までは全額、10万円を超えるときは、超える額の2分の1の額を加えた額とし、年度内20万円を限度とする。

ただし、公的機関より助成がある場合は、その額を差引いた保証料に対し助成する。

「福島県信用保証協会利用の信用保証料助成要綱（平成26年4月1日、（以下「一般保証」という。））による保証料とは別枠助成とする。

本制度より限度額助成を受けた場合、再度本制度を借入した場合の保証料は、一般保証より助成を受けることはできない。

また、保証料が分割の場合、申請1回で終了とする。

2 支払利子の助成

前記の保証を受けた融資金で協会の保証料を受けた融資に対し、支払利率の0.8%に相当する額とし融資日から3年間とする。

ただし、融資利率が助成利率を下回る場合は、融資利率と同率とする。

また、平成26年3月までの借入融資に対する利子助成期間は、平成25年度要綱に基づき震災対策は8年間とする。

市町村より利子助成がある場合その期間は、助成しない。

支払利子の助成申請は、原則として6ヶ月分毎とする。

(助成金の交付申請)

保証協会の保証料及び金融機関への借入利子を支払った場合申請する。

申請書類として、別紙様式1(保証料助成申請書)、別紙様式2~4(利子助成申請)により行い、その際、様式1は「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」、様式2~4については「借入返済明細書」及び「6ヶ月分の支払が明らか書類」の写し等を添付する。

(助成金提出期限)

助成金提出期限を令和4年2月28日までとする。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

(助成金の交付)

保証料、支払利子助成の申請内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し交付する。

(助成金の返納)

融資の繰上償還等を行い、保証料の返還を受けた場合はその日から14日以内に協会に申告し、返還額に相当する助成金を返納しなければならないものとする。